

市からの 連絡帳

年金・税・福祉

国民年金保険料納付案内業務の 民間委託

日本年金機構では国民年金保険料を納め忘れていた方に対する電話や文書、戸別訪問による納付督促や保険料の収納業務を、日立トリプルウィン㈱に委託しています。

※訪問時には日本年金機構が発行した顔写真付き身分証明書を提示します。

◆次のようなことは行いません

- 保険料などの要求 ●年金手帳・年金証書・通帳・キャッシュカードなどの預かり ●ATM操作のお願いなど

問 武蔵野年金事務所

☎ 0422-56-1411

▶保険年金課 田 ☎ 042-460-9825

収納代理金融機関の指定

飯能信用金庫が新たな収納代理金融機関として指定されます。

□指定日 5月16日

□取扱事務 市の公金収納事務

※指定日から市の公金の支払いができます。市税などの口座振替の手続きについては、各担当課へお問い合わせください。

▶会計課 田 ☎ 042-460-9850

民間賃貸住宅への入居や 居住継続にお困りの方へ

住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度をご活用ください。

◆住宅探しのお手伝い

内 市と協定を結んだ不動産関係団体の担当者が住宅探しのお手伝いをするなど

対 本市の住民基本台帳に記載され、収入があり、次のいずれかに該当する方

- 高齢者世帯(65歳以上のみの世帯)
- 障害者世帯(身体障害者手帳4級以上・愛の手帳3度以上・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者がいる世帯)
- ひとり親世帯(18歳未満の子と父または母いずれかのみ世帯)

◆保証委託契約のあっせん

内 住宅を借りる際に保証人が見つからない場合のあっせん

対 「住宅探しのお手伝い」に同じ

◆各種費用の助成

①保証委託料…本制度であっせんされた保証会社と保証委託契約を締結した場合、新規契約時と初回更新時の保証委託料の一部を助成

②初期費用…本制度を活用し、賃貸借契約を締結する予定の方で、初期費用の準備ができずに困っている方へ初期費用の一部を助成

□助成額 ①委託料の2分の1(2万円まで) ②初期費用の2分の1(14万円まで)

対 市内に2年以上居住し、市が定める所得基準内にある方で、①保証会社と保証委託契約を締結した方、②自らの都合ではなく賃貸人からの立ち退き要求を受けている方

※そのほか詳細な条件がありますので、事前にお問い合わせください。

▶住宅課 田 ☎ 042-438-4052

下水道使用料の減免申請

対 世帯全員の市民税が非課税で、身体障害者手帳(1・2級)、愛の手帳(1・2度)、精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかの所持者がいる世帯

田 下水道課(保谷庁舎5階)窓口
※障害福祉課(田無庁舎1階)でも申請できますが、内容など詳細は下記へ

持 ●認め印 ●対象の障害者手帳

●最近の水道・下水道料金の領収書または「口座振込済みのお知らせ(検針票)」
※代理人申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要

□減免 申請受付後、次の検針分から基本料金を免除します(水道料金は減免なし)。

※生活保護・(特別)児童扶養手当を受けているなどにより、既に下水道使用料の減免を受けている場合は申請不要

▶下水道課 田 ☎ 042-438-4058

中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、早期の補聴器装用による言語の習得や生活能力・コミュニケーション能力などの向上のため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 次の全てに該当する方(所得要件あり)

- 市内に住所がある18歳未満の児童
- 身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではない
- 両耳の平均聴力がおおむね30dB以上で、補聴器装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断

□助成額 補聴器の購入費用と助成基

準価格(1台13万7,000円・耐用年数5年)のうち少ない額の9割(生活保護世帯・住民税非課税世帯は10割)
※修理代は助成対象外

補聴器の種類	助成基準価格に含まれるもの
高度/重度難聴用 ポケット型/耳かけ型	イヤモールド
耳あな型 (レディメイド)	
耳あな型 (オーダーメイド)	骨導レシーバー ヘッドバンド
骨導式ポケット型	
骨導式眼鏡型	平面レンズ

田 購入前に、申請書に医師意見書・見積書を添付して下記へ

※詳細は、下記へお問い合わせください。

▶障害福祉課 保 ☎ 042-438-4034

文化

伝統文化等継承事業を行う 団体への補助金申請

西東京市固有の伝統芸能・民俗芸能・無形文化財(伝統行事など)を継承する市内の事業に対して経費の一部を補助します。

□対象事業 4月1日～平成31年3月31日に実施する ●郷土に対する認識と愛着の向上 ●担い手となる後継者の育成 ●地域の連携を目的とした伝統文化等継承事業のうち、①本市の歴史の中で培われ、継承することが必要と認められる事業 ②過去に本市で実施され、復活・発掘をすることが必要と認められる事業

例：どんど焼き・おはやしなど

□補助金上限 1事業10万円

□資格 次の全てに該当する団体

- 市内に活動拠点がある ●一定の活動実績があり、応募した事業を継続的に取り組める見込みがある ●団体の規約を備え、代表者と所在地が明らか ●会計経理が明確 ●ほかに補助金の交付を受けていない ●特定の個人・団体の利益の増進、宗教や政治活動を

目的としない ●暴力団やその構成員の統制下でない

田 6月1日(金)午前9時～29日(金)午後4時に、申請書など提出書類を文化振興課(保谷庁舎3階)へ持参(郵送不可)
※申請書などは文化振興課・市田で配布
▶文化振興課 保 ☎ 042-438-4040

暮らし

中央図書館・田無公民館対応方針 に関する市民説明会

時 5月26日(土)午前10時～正午

場 田無庁舎2階

内 ①対応方針について

②今後のスケジュール

問 中央図書館 ☎ 042-465-0823

▶柳沢公民館 ☎ 042-464-8211

防犯活動団体説明会 ～登録と補助金交付～

時 6月16日(土)午後1時～3時

場 防災センター

内 団体登録と補助金(防犯資器材の購入経費など)の交付手続き説明、防犯講話

対 市内で防犯活動を行う(開始する)団体

□補助金申請受付期間 6月18日(月)～29日(金)

▶危機管理室 保 ☎ 042-438-4010

選挙

西東京市議会議員選挙 ～投票日が決定しました～

平成31年1月20日に任期満了となる西東京市議会議員の選挙を、平成30年12月23日に執行します。

私たちの住むまちの代表を決める貴重な一票です。18歳以上の有権者の皆さんの想いを託して、必ず投票しましょう。

□投票日 平成30年12月23日

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室 田・保	(月～金) 午前8時30分～午後5時

■専門相談(申込制) ※1枠30分 ※専門家が一緒に解決の糸口を探します。

□申込開始 5月18日(金)午前8時30分(★印は、5月7日から受付中)

□申込方法 希望する庁舎の市民相談室へ直接または電話

※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

田 田無庁舎2階市民相談室 田 ☎ 042-460-9805

保 保谷庁舎1階市民相談室 保 ☎ 042-438-4000

内容	場所	日時
法律相談	田	5月23日(水)・25日(金)、6月1日(金)・7日(土)午前9時～正午
	保	5月24日(木)午前9時～正午 6月5日(火)・6日(水)午後1時30分～4時30分
人権・身の上相談	田	★6月7日(木) 午前9時～正午
	保	★5月24日(木) ※1枠1時間
交通事故相談	田	6月13日(水)
	保	★5月23日(水) 午後1時30分～4時
税務相談	田	5月25日(金)
	保	6月1日(金)
不動産相談	田	6月21日(木)
	保	6月14日(木)
登記相談	田	6月14日(木)
	保	6月21日(木)
表示登記相談	田	6月14日(木)
	保	6月21日(木)
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	田	6月11日(月)
行政相談	田	6月15日(金)
相続・遺言・成年後見等 手続相談	田	★6月6日(水)

ご存じですか？ 人権相談窓口

～6月1日は人権擁護委員の日～

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。人権擁護委員は、差別やいじめなどの人権に関するさまざまな悩みや疑問について相談に応じます。

◆市の人権擁護委員(敬称略)

山崎 節子、菅野 美鈴、吉田 隆志、西道 隆、真鍋 五十鈴、岩崎 昭、新野 紀子、菅野 照光、小此木 始

◆人権擁護委員の日 全国一斉人権相談

人権擁護委員が相談に応じます。 ※個人情報厳守されます。

時・場 6月7日(木)午前10時～午後4

時(受付：3時30分まで)・田無庁舎

◆人権相談所窓口

●東京法務局人権擁護部

☎ 03-5213-1234

●東京法務局府中支局

☎ 042-335-4753

▶協働コミュニティ課 保

☎ 042-438-4046

□市役所の相談窓口(予約制)

場 市役所両庁舎の市民相談室

※右欄または今後の市報で日程を確認のうえ、ご利用ください。

▶秘書広報課 田

☎ 042-460-9804